

「神戸市高齢者介護士認定制度受講支援事業補助金交付要綱」  
よくある質問

Q. 1

代替職員が従事する職種に制限はあるのか。(第4条関係)

A

本事業は、神戸市高齢者介護士認定制度（以下、「認定制度」といいます。）を受講する介護職員の代替職員を雇用（または派遣契約）するための経費を補助するものですので、介護職以外の職種（事務職員等）として雇用した者は対象外となります。

Q. 2

代替職員の経歴・資格について要件はあるのか。(第4条関係)

A

特にありませんが、介護職員の代替職員として雇用（または派遣契約）される職員として、介護職の経験があるほうが望ましいと考えられます。

Q. 3

代替職員の雇用（または派遣契約）の終期は、本事業の対象期間に合わせなければならないのか。(第4条関係)

A

必ずしも雇用期間の終期を本補助金の対象期間に合わせる必要はありませんが、補助金を充当できるのは、本事業の終了の日までとなります。

Q. 4

「1事業所あたり208,000円の補助基準額」とは、代替職員を複数名雇用しても同額なのか。(第6条関係)

A

複数名雇用しても208,000円の補助基準額は変わりません。

Q. 5

交付決定を受けたが、途中で補助金の要件に該当しなくなった場合の手続きはどうか。

A

補助金交付中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を提出してください。